

三河港トランシップ自動車助成金制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三河港のハブ機能強化を目的として、三河港神野地区において完成自動車のトランシップを行う船社又は船社の日本総代理店等に対し、トランシップ自動車台数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「完成自動車」とは、財務省貿易統計の概況品目で「自動車」に分類されるものをいう。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、国外又は国内の仕出地から国外の仕向地に海上輸送する途中で、三河港神野地区を利用して完成自動車のトランシップを行う自動車専用船を運航する船社又は船社の日本総代理店等であって、一入港における三河港神野地区での荷役状況が次の各号のいずれかに該当するもの（以下これらを「対象者」という。）に対し交付するものとする。

- (1) 荷揚げされる完成自動車がトランシップを行う自動車（以下「トランシップ自動車」という。）であり、かつ、300台以上の荷揚げを行う場合
- (2) 荷積みされる完成自動車がトランシップ自動車であり、かつ、300台以上の荷積みを行う場合

(助成金の金額)

第4条 助成金の額は、対象者の一入港ごとに、三河港神野地区での荷揚げ又は荷積みするトランシップ自動車の台数に、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ乗じて得た額の合計額（当該額が40万円を超えるときは、40万円）とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する場合 400円
- 2 前項の規定にかかわらず、1年度間に同一の対象者へ交付する助成金は、300万円を上限とする。
- 3 助成金は予算の範囲とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。
- 4 前項において、受理日が同一の三河港トランシップ自動車助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に係る交付決定が複数あった場合、助成金額については予算残額を按分して交付決定を受けた対象者にそれぞれ交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、港湾運送事業者等を通じ、申請書に、別に定める書類を添えて、入港した月の翌月末日（ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに、三河港振興会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その日から30日以内に内容を審査するものとする。

3 前項の審査により、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を当該申請者に対し交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、不交付のときは、不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 交付決定を受けた者は、前条第3項に基づく交付決定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに、三河港トランシップ自動車助成金請求書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第8条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。

3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。